

法人口座を開設されるお客さまへ

近年、法人口座を悪用した詐欺事件や不法な商行為による消費者被害が拡大し、社会的にも大きな問題となっています。このような現状を踏まえ、金融機関には法人口座開設時の手続きの厳格化が求められています。

当庫でも、このような金融犯罪を未然に防止するため、法人口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いをさせていただいております。

お客さまには、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご提示いただく書類

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (2) 法人の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
- (3) ご来店いただく方、代表者の方および実質的支配者の方の「公的な本人確認書類
ご来店いただく方が法人の代表権をお持ちでない場合は、法人との関係を証する書類（委任状等）が必要となります。
- (4) 実質的支配者リスト制度（令和4年1月31日取扱開始）に基づき、制度利用した法人の場合は、「実質的支配者情報一覧」写しの提示（作成後6ヶ月以内のもの）
- (5) 定款
株式会社、一般社団法人、一般財団法人の法人設立日が平成30年11月30日以降の場合は追加で以下の書類の提示が必要となります。
 - ① 電子認証の場合
「申告受理および認証証明書」および「実質的支配者となるべき者の申告書
 - ② 電子認証以外の場合
「申告受理証明書」
- (6) 実印（法人）の押印がある（主要）株主名簿または（主要）出資者名簿または法人税申告書別表二「同族会社等の判定に関する明細書」
- (7) 設立後6ヵ月以内の法人の場合は「所轄税務署あての法人設立届書（控）」または「所轄税務署あての青色申告承認申請書（控）」
- (8) 事業内容がわかる資料（会社案内・商品パンフレット等）

2. ご確認させていただく事項等

- (1) 「取引を行う目的」、「事業内容」等について
- (2) 「ご来店いただく方と法人の関係」等について
- (3) 法人のお客様の実質的支配者について
法令で定められた実質的支配者とは、議決権25%超を直接または間接的に保有するなど事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。ただし50%超の議決権を直接または間接的に保有している方がいる場合は、その方のみとなります。
- (4) ご確認させていただいた結果、追加での書類のご提示等のご願いや事務所への訪問や面談をさせていただく場合があります。

3. ご留意いただく事項

- (1) お申込から口座開設まで、受付後、2週間程度を要する場合があります。
- (2) お申込にお応えできず口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご持参いただいた書類の写しについてはお返しいたしませんのでご了承ください。

※ ご不明な点は、最寄りの窓口までお問い合わせください。

田川信用金庫